

篤心会 介護福祉士実務者養成研修（通信課程） 学則

第1条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者（以下「法人」という。）が実施する。

社会福祉法人 篤心会

福島県須賀川市和田字沓掛 48-1

第2条（目的）

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

第3条（実施課程及び形式）

- 1、前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という。）を実施する。
- 2、研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3、受講期間は、原則として開講日から修了日までを7ヶ月とする。
（有資格者はこの限りではない）

第4条（研修事業の名称）

研修事業の名称は次の通りとする。

社会福祉法人篤心会 かいごの学校 介護福祉士実務者研修（通信講座）

第5条（研修会場）

須賀川会場：福島県須賀川市和田字沓掛 48-1（特別養護老人ホームエルピス内）

保原会場：福島県伊達市保原町上保原字遍照原 8-8（特別養護老人ホームファミリーユ内）

第6条（受講対象者）

受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- 1、介護福祉士の資格取得を目指している者
 - 2、男女を問わず、心身ともに健全である者
 - 3、面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲に在住している者
- 対象地域：福島県・宮城県・栃木県・茨城県

第7条（入学時期）

入学の時期は、養成課程の開講日とする。

第8条（休業日）

休業日は次のとおりとする。

- 1、スクーリング日以外の土曜日、日曜日、祝日
- 2、年末年始休業

第9条（定員）

受講定員は1回あたり20名（1学級）とする。

第10条（受講料）

受講料は次のとおりとする。（税込・テキスト代・e-ラーニング代含）

受講対象者の資格	時間数	受講料
無資格	450時間	120,000円
介護職員初任者研修修了者	320時間	90,000円
生活援助従事者研修修了者	410時間	120,000円
訪問介護員養成研修1級課程	95時間	80,000円
訪問介護員養成研修2級課程	320時間	90,000円
訪問介護員養成研修3級課程	420時間	120,000円
介護職員基礎研修	50時間	40,000円
認知症介護実践者研修修了者	420時間	120,000円
喀痰吸引等研修修了者	400時間	100,000円

第11条（履修方法・養成課程）

本研修は通信課程、通信科目の履修方法は下記の通りとする。

1、学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し当講座の定める期日までに各科目の課題を提出する。課題の提出方法は、Web学習（e-ラーニング）とする。

2、評価方法

各科目の課題は70点以上を合格とし、70点未満の場合は再提出とする。

3、個別指導

通信課程の学習に際しての質問等はmail及びFaxにて講師が個別に回答する。

第12条（研修終了の認定方法）

1、カリキュラムの全過程を履修し、通信での課題は提出期限を厳守していること。

2、介護過程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。

科目の最終日に評価を行い70点（70%）以上を合格とする。

3、医療的ケア（演習）の評価については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要

綱」に準じて評価し、一定の基準に達すること。

4、修了評価及び受講態度を総合的に評価する。

評価基準は、A：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：70点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講生が修了者として認められる。

5、面接授業（介護過程Ⅲ）及び医療的ケア（演習）で不合格の場合は、追試または別途補講を設けて合格に達するまで再評価を行うこととする。

カリキュラム・免除科目

教育内容	実務者研修 の時間数	介護職員初 任者研修	生活援助従 事者研修	訪問介護員 研修1級	訪問介護員 研修2級	訪問介護員 研修3級	介護職員基 礎研修	その他 全国研修
人間の尊厳と 自立	5	○	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30			○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20			○	○		○	
コミュニケーション 技術	20			○			○	
生活支援技術 Ⅰ	20	○		○	○	○	○	
生活支援技術 Ⅱ	30	○		○	○		○	
介護課程Ⅰ	20	○		○	○		○	
介護課程Ⅱ	25			○			○	
介護課程Ⅲ (スクーリング)	45						○	
発達と老化の 理解Ⅰ	10			○			○	
発達と老化の 理解Ⅱ	20			○			○	
認知症の理解 Ⅰ	10	○	○	○			○	認知症実 務者研修

認知症の理解 Ⅱ	20			○			○	認知症実 務者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20			○			○	
こころとからだ のしくみⅠ	20	○		○	○		○	
こころとからだ のしくみⅡ	60			○			○	
医療的ケア	50(※)							喀痰吸引 等研修
実務者研修受 講時間数	450	320	410	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は通信課程 50 時間とは別に演習をする必要があります。

第 1 3 条（受講申込手続き・受講の決定）

- 1、本校指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類（資格を有する方は資格証コピー）を添付し郵送又は本校窓口へ持参する。
- 2、書類選考により受講予定者を決定し、本人へ通知する。

第 1 4 条（受講申込締切）

申込締切日は開講日の 1 週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者募集定員に達していない場合は、法人の判断により申込を受け付けることができる。

第 1 5 条（受講の手続き）

- 1、受講料は受講決定通知後、原則 1 週間以内に納入しなければならない。
- 2、1 週間以内に納入が確認できない場合は、法人は受講辞退として取り扱う事ができる。
- 3、事前の連絡なく受講生が期日までに納入しない場合、法人は受講を取り消すことができる。

第 1 6 条（受講料の返還）

納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は法人規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は

受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

※ 尚、当法人の助成制度を利用された方に限り、資格取得支援制度運用規定に従い対応する。

第 17 条（教職員組織）

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- 1、学校長
- 2、専任教員
- 3、兼任教員（介護過程Ⅲ）
- 4、兼任教員（医療的ケア）
- 5、事務職員

第 18 条（使用教材）

使用する教材は下記のとおりとする。

日本医療企画 「実務者研修テキスト全 8 巻」

第 19 条（介護過程Ⅲにおける面接授業の実施方法）

面接授業は次の方法で実施する。

- 1、面接授業は指定された日に法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し毎回出席簿に押印する。
- 2、面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し指導教員の報告に基づき、総合的成績を評価する。

第 20 条（在籍期限）

在籍期限は 1 年間以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上、

2 年までとする。

第 21 条（遅刻・早退・欠席・補講）

- 1、10 分未満の遅刻・早退については、当校がやむを得ない理由と判断した場合に限り、出席扱いとする。

- 2、10分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。
- 3、やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。(補講料金：1時間 2,000円)

第22条 (退学、休学、復学)

- 1、受講生が退学する場合は、所定の退学届を提出するものとする。
- 2、受講生が休学する場合は、所定の休学届を提出するものとする。尚、休学の期間は教務室と協議のうえ決定する。
- 3、受講生が復学する場合は、所定の復学届を提出するものとする。尚、復学の期間は教務室と協議のうえ決定する。

第23条 (修了証明書の発行・再交付)

修了を認定された者は、法人において修了証明書を発行する。また、修了証明書の紛失等があった場合には、修了者の申し出により再交付を行うことができる。再発行については、手数料として1,000円を受講者の負担とし、本校窓口を持参するか、指定口座に振り込むことで再発行を行う。(振り込む手数料は受講生負担)

第24条 (懲戒処分)

次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- 1、受講にあたって提出した書類の虚偽記載が認められた者
- 2、受講意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 3、学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも拘わらずこれに従わない者
- 4、面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
- 5、その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

第25条 (個人情報保護)

- 1、法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
- 2、受講生は受講中に知り得た個人情報を受講後も他に口外してはならない。

第26条 (その他研修に係る留意事項)

- 1、天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。
- 2、研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、苦情及び事故が生じた場合には迅速

に対応する。

苦情受付窓口：担当者 菅野ユミ

連絡先：0248-94-8100

080-8221-9517

第27条（施行細則）

この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は、令和 2年 6月1日より施行する。